



日・ブラジル刑事共助条約

(正式名称: 刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約)



背景

- 国境を越えた犯罪の増加
- 捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力の必要性の高まり



これまで、米国、韓国、中国、香港、EU、ロシア、ベトナムとの間で刑事共助条約(協定)を締結。

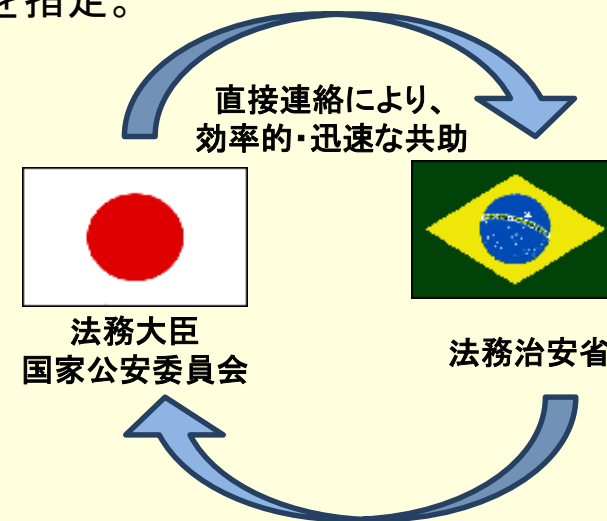
- 2020年 1月 予備協議を開始
- 2020年 7月 締結交渉を開始
- 2021年12月 第1回締結交渉
- 2023年 6月 第2回締結交渉、実質合意
- 2024年 1月 署名



- 在留邦人数
→ 46,902人(2023年10月)
- 在留ブラジル人数
→ 210,563人(2023年6月)

主な内容

- 中央当局として、日本は法務大臣及び国家公安委員会等、ブラジルは法務治安省を指定。
条約の実施に当たり、中央当局間で相互に直接連絡。
- 各締約国は、請求に基づき、以下の共助を実施。
 - ・ 証言、供述又は物件の取得
 - ・ ビデオ会議を通じた聴取を可能とすること
 - ・ 人、物件又は場所の見分、これらの特定
 - ・ 立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供
 - ・ 出頭が求められている者への招請の伝達、刑事手続に関する文書の送達
 - ・ 証言取得その他の目的のための被拘禁者の身柄の移送
 - ・ 犯罪の収益又は道具の没収・保全等の手続



締結の意義

- 中央当局間の直接の連絡を通じた効率的かつ迅速な共助の実施が可能となる。
- 共助を条約上の義務とすることで、共助実施の確実性を高めることが期待される。
- 我が国にとって、中南米諸国との間で初の刑事共助条約。戦略的グローバル・パートナーであるブラジルとの間で、刑事司法分野における協力の更なる進展が期待される。